

産前産後期間相当分(4ヵ月分)について 国民健康保険税が軽減されます！

国民健康保険の被保険者が出産された際、出産された被保険者にかかる国民健康保険税が届出（申請）により一定期間軽減されます。

■ 対象となる方

・ 出産予定または出産された国民健康保険被保険者の方

※妊娠 85 日（4 ヵ月）以上の出産が対象です（出産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。

■ 対象となる期間

・ 出産予定月（または出産月）前月から 2 ヵ月後までの計 4 ヵ月間

※多胎妊娠の場合は出産予定月（または出産月）の 3 ヵ月前から 2 ヵ月後までの計 6 ヵ月間

	3 ヵ月前	2 ヵ月前	1 ヵ月前	出産（予定）月	1 ヵ月後	2 ヵ月後
単胎の方	軽減対象外	軽減対象外	軽減対象	軽減対象	軽減対象	軽減対象
多胎の方	軽減対象	軽減対象	軽減対象	軽減対象	軽減対象	軽減対象

■ 軽減となる税額

・ 対象期間の出産される方の国民健康保険税（所得割と均等割の全額）

※世帯内に収入（所得）等の申告をされていない方（未申告者）がいる場合、軽減の対象となりません。

■ 届出の方法

・ 出産予定日の 6 ヵ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

・ 必要書類

① 届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

② 母子手帳などの出産予定日や出産日が確認できるもの

■ 届出・お問い合わせ先

・ 下郷町役場 税務課 課税係（⑥番窓口） TEL 0241-69-1155

・ 下郷町役場 町民課 戸籍保険係（②番窓口） TEL 0241-69-1133